



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ディービーエックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 千葉 茂
(コード番号：3079 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営管理部長 平能 直弘
電 話 03-5985-6827

内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備・運用することを基本方針として定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に即して行動する。
- (2) 取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DV x 行動ガイドライン」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- (4) コンプライアンス体制の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程、マニュアルの整備、教育をはじめ、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の調査・報告及び再発防止策の審議決定を行う。
- (5) 使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされてい

るかをチェックするため、内部監査室により、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。

- (6) 社内において法令、定款及び社内規程違反行為または反倫理行為を通報する制度として、内部通報規程の制定・整備・運用を行う。
- (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。
- (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員よりその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- (3) 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することが出来る。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し監査役の指示に従い業務を行う。使用人が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由

として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・法令もしくは定款に違反する重要な事実を発見した場合
 - ・内部通報規程に基づく通報状況及びその内容
- (2) 取締役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当職務の執行の状況を報告する。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 当社は、上記(1)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため監査役会規程、監査役監査基準について以下のように定めている。

- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- ・監査役は、内部監査室が行う内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な関係を図る。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(改定)

平成 24 年 6 月 22 日

平成 25 年 6 月 25 日

平成 27 年 5 月 15 日

以上